平成２１年（フ）第３７１２号
札幌市豊平区西岡１条６丁目２番８号
債務者　岡田　昭吉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　均
4　破産債権の届出期間　平成21年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２５号
名古屋市中村区鈍池町３丁目16番地　サンマンションアトレ岩塚305号
債務者　伊藤さとみ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
4　破産債権の届出期間　平成21年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前10時55分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７５号
名古屋市昭和区永金町１丁目14番地の７　プレセーヌ桜山202号
債務者　鰐川由紀子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　智子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８号
北九州市小倉北区黒原２丁目30番10号
債務者　宮本　佳昭
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４８２号
福井県あわら市二面第44号25番地
債務者　岡崎電設商会こと　岡崎　一男
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　　広
4　破産債権の届出期間　平成21年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５０号
名古屋市名東区西山台625番地
債務者　西出　勝三
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　桂子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９号
茨城県取手市本郷１丁目21番３号
債務者　中西　　靖
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　松壽
4　破産債権の届出期間　平成21年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
千葉県いすみ市大原8078番地４　メゾンリヴィエールＡ
債務者　押尾　武志
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神定　　大
4　破産債権の届出期間　平成21年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
兵庫県芦屋市春日町２番15―102号
債務者　松丸　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３７号
函館市松陰町20番13号
債務者　寺村　信子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　敬昌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月26日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４３６号
函館市湯川町２丁目30番３号
債務者　坂田　信行
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４８９号
北海道亀田郡七飯町字藤城371番地14
債務者　大坂　康夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４９０号
北海道亀田郡七飯町字藤城371番地14
債務者　大坂　末子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０７号
函館市亀田町22番20号
債務者　山本　則子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５２４号
函館市桔梗５丁目35番19号
債務者　瀧澤さおり
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５５０号
北海道北斗市追分３丁目１番62号
債務者　神田　雪子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
函館地方裁判所